

平成 27 年第 7 回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成 27 年 6 月 29 日（月）午前 9 時 00 分
- 2 開催場所 三種町役場 第 2 会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦 書記 石井 靖紀、清水 真
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - （1）議案第 42 号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（農委選）
 - （2）議案第 43 号 投票立会人の選任について（農委選）
 - （3）議案第 44 号 期日前投票立会人の選任について（農委選）
 - （4）議案第 45 号 委員長専決事件の指定について（農委選）
 - （5）報告第 14 号 有権者数について（農委選）
 - （6）協議第 2 号 会議録の公開について

午前 8 時 58 分開会

木村書記長 おはようございます。若干時間前ですが、皆さんお揃いですので、只今から平成 27 年第 7 回三種町選挙管理委員会を開催致します。

開会に当たりまして近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 皆さんおはようございます。今日は、告示前の委員会ということで、6 件程案件がございますので、よろしくご審議の程お願いしまして、挨拶と致します。

近藤委員長 引き続いて会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員をお願い致します。

それでは、案件に入ります。議案第 42 号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第 42 号「投票管理者及びその職務代理者の選任について（農委選）」。

平成 27 年 7 月 5 日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙の

とおり選任する。

2 頁をお開きください。

まず、投票管理者につきましては、こちらに記載のとおり各投票区 1 名ずつ、ご覧の 2 1 名を選任したいとしております。

また、職務代理者につきましては、3 頁に記載の 2 1 名で、すべて町職員からの選任としております。

投票管理者及びその職務代理者につきまして、公職選挙法の規定により「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって充てる」となっております。人選につきましては、3 月 3 1 日付けで確定の農業委員会委員選挙人名簿に登載されている者の中から本人の承諾を得て行っております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、名簿も確認いただきながら、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

清水書記 すみません。資料に 1 点誤りがございましたので、説明してよろしいでしょうか。

近藤委員長 はい。

清水書記

訂正をお願い致します。

近藤委員長 何かご質問、ご意見等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 4 2 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 議案第 4 2 号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、議案第 4 3 号「投票立会人の選任について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第 4 3 号「投票立会人の選任について（農委選）」。

平成 2 7 年 7 月 5 日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任する。

説明致します。

投票立会人につきましては、各投票区 2 名ずつ、ご覧の 4 2 名を選任したいとしております。公職選挙法の規定では、各投票区

における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の立会人を選任するとなっておりますが、本町では各投票所2名ずつの選任としております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。
(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第43号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第43号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、議案第44号「期日前投票立会人の選任について」。説明をお願いします。

清水書記 議案第44号「期日前投票立会人の選任について（農委選）」。
平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

7頁の別紙をご覧ください。

期日前投票におきましても、期間中、毎日2人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、各投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

なお、期日前の立会人につきましては、公募の登録制にしておりますので、登録者の意向などを調整しながら、各投票所に2人ずつ配置しております。

また、8頁に、各立会人の従事日を表にしておりますので、こちらの方もご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 それでは、別紙の方もご確認いただきながら、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願い致します。
(各委員、資料を確認)

清水書記 すみません。1点補足させていただいてよろしいでしょうか。

近藤委員長 はい、どうぞ。

清水書記 期日前投票の立会人と管理者につきましては、選挙権があれば選任できることになっております。また、選挙区の縛りもござい

ませんので、例えば、琴丘地区の方が第2選挙区山本地区の立会人として従事することも可能でございます。

田村委員 当日の投票立会人と違う扱いになるということですね。

清水書記 はい、そうです。

近藤委員長 皆さん、何かございますか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第44号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第44号は、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、議案第45号「委員長専決事件の指定について」。説明の方をお願いします。

清水書記 議案第45号「委員長専決事件の指定について（農委選）」。

三種町選挙管理委員会規程第11条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事件

平成27年7月5日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における投票管理者及びその職務代理人、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理人並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容について説明致します。

投票管理者等が、正当かつやむを得ない理由により、その職を辞退した場合は、選挙管理委員会が直ちに他の者を選任する必要がありますが、その選任につきましては、急を要することから、委員長の専決事項にさせていただくものであります。

なお、投票立会人、期日前投票立会人が投票日当日になって欠けた場合につきましては、投票管理者が補充選任することになりますので、これにつきましては専決事項から除くものとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

川田委員 欠員が生じた場合に備えて、あらかじめ補欠要員の名簿を作ったりするものでしょうか。

清水書記 いいえ、作っておりません。実情をいいますと、引き受けてい

ただける方がなかなか見つからず、最低限の人員を確保するので精一杯の状況です。

川田委員 あまり辞退する方もいないとは思いますが、目星だけでも付けておければ良いのでしょうか。

清水書記 万が一辞退の申出があった場合は、その方に代わりの方を紹介していただくようにしております。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 他にございませんか。

近藤委員長 特に無いようですが、議案第４５号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議等無いようですので、議案第４５号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、報告第１４号「有権者数について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第１４号「有権者数について（農委選）」。

平成２７年７月５日執行の三種町農業委員会委員一般選挙における有権者数は、別紙のとおりである。

１１頁の別紙の方をご覧ください。

この度の農業委員会委員一般選挙につきましては、今年の３月３１日付けで確定を致しました農業委員会委員選挙人名簿を使用して行うことになります。

この選挙人名簿につきましては、確定日以降に死亡した方や転出して選挙権が無くなった方がおりますので、それらを差し引いた本日現在の有権者数の報告でございます。

まず、３月３１日現在の選挙人名簿登録者数につきましては、ご覧のとおり第１選挙区、琴丘地区は男女計で１，２６１人、第２選挙区、山本地区は２，４９７人、第３選挙区、八竜地区は１，５３７人、合計５，２９５人でございます。

その後、４月１日から本日までの異動と致しまして、死亡が３選挙区計で４２人、町外転出の表示が７人でございますので、これらを差し引きました本日現在の有権者数は、第１選挙区１，２５０人、第２選挙区２，４７２人、第３選挙区１，５２４人、合計５，２４６人となっております。

以上、報告致します。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

田村委員 よろしいでしょうか。

近藤委員長 はい。

田村委員 農業委員会の選挙人名簿についても、未成年者は掲載されていないですね。

清水書記 はい、そうです。

田村委員 そうすると、今後、選挙権が18歳になりますが、こちらの方も年齢が下がるのでしょうか。

清水書記 はい。「その他」のところでもご説明致しますが、6月中旬に公職選挙法及び関連法が改正され、海区と農業委員会の選挙権年齢も同じく18歳に引き下げられております。

田村委員 わかりました。

近藤委員長 他に無いでしょうか。
（「特にありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無いということですので、報告第14号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。
（「異議無し。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、報告第14号は原案どおり承認致します。

近藤委員長 続きまして、協議第2号「会議録の公開について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。協議第2号「会議録の公開について」でございます。

選挙管理委員会の会議録につきましては、三種町選挙管理委員会規程第10条の規定に基づきまして、会議のたびに調製し、委員長と会議録署名委員2名の方に確認と署名をいただいているところでございます。

会議録の公開につきまして、現状は、情報公開請求以外に特段行っていない訳でございますが、これを町のホームページ上で常時閲覧できるようにしたいということで、本日お諮りしてございます。

以下、議案について説明致します。

まず、1の「趣旨」でございますが、平成27年度から5カ年の三種町行財政改革大綱（第2期）が策定され、厳しい財政状況や、少子高齢化をはじめ、ますます変化する社会経済情勢に対応していくための行財政改革の方向性が定められました。

改革の柱の1つ「住民主体の協働のまちづくり」の具体策として、各種会議録の公開等、住民との行政情報の共有化を積極的に進めることとなりましたことから、当委員会としても会議録の公開について主体的に取り組んでいきたい、これが本件の趣旨でございます。

次に、2の「公開方法」でございますが、町ホームページに掲載し、常時閲覧できるようにするという事で、情報公開の手続を踏まなくても、ホームページ上から常時閲覧できるようにしたいと考えております。

次に、3の「公開対象」でございますが、平成27年第1回委員会からの会議録及び会議資料としております。これにつきましては、ホームページに掲載するに当たってデータ作成等が必要となる関係で、今年の会議の分からとしております。

次に、4「公開開始日」につきましては、8月1日としております。公開に当たりましては、町のホームページ上に会議録公開用の専用ページを設ける予定でございます。公開は、選挙管理委員会だけではなくて、他の会議につきましても、住民に積極的に公開すべきものがあれば、一緒に公開できるようにしたいと考えております。

次に、5の「公開しないもの」でございますが、選挙管理委員会におきましては、選挙人名簿の登録がございますので、個人情報が入ってくることもございます。また、選挙に関する争訟の審議等、公開することによって率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、公開になじまない案件も想定されます。

こういったものにつきましては、三種町情報公開条例第6条で定める「非公開情報」にも該当しますので、公開した場合の不利益等を考慮し、公開しない取扱いと致します。

説明は以上でございますが、会議録の公開を契機と致しまして、これまで以上に公職選挙法や地方自治法といった法令の確認を徹底し、委員会の運営に間違いが無いよう努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

説明は、以上でございます。

近藤委員長

只今の説明につきまして、色々ご意見もあるかと思っておりますので、遠慮なくご発言をお願いします。

川田委員 個人名や住所等の情報は、墨塗りのような形で出すということでしょうか。

清水書記 はい。個人情報の部分だけ墨塗りとするか、段落あるいは案件単位で表示しないようにするか、ケースバイケースで対応したいと考えております。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 管理者とか立会人の氏名等も省略されることになりますか。

清水書記 はい。会議録と併せて会議資料の方も公開する方向で考えておりますが、管理者等の議案につきましては、表の枠や見出しはそのままにしまして、住所、氏名は省略したいと考えております。

立会人は別として、管理者については告示事項でもありますので、公表しても条例上問題無いかとは思いますが。

川田委員 公益性があって、告示している訳ですから、問題は無いかと思います。

清水書記 今回の選挙で委員の皆さんから選挙長になっていただきましたので、町内9カ所の掲示板に住所、氏名を掲示して告示を行っております。県の場合は、ホームページで選挙長の告示を行っておりますので、住所も氏名も公表されております。ただ、同じ情報であっても、会議資料としてホームページ上に掲載し、お名前等が公表されることについては、いかがでしょうか。

近藤委員長 委員については、特に問題無いと思います。

田村委員 選挙管理委員に選任された時点で、広報に住所、氏名が載っていましたし、問題無いと思います。

川田委員 投票管理者等の個人情報に関しては、告示や役場に直接来て閲覧させる場合は別として、インターネット上で公表するということになると、その必要はないと思います。

清水書記 断りもなく公表されたと受け取られる可能性もありますし、住民への情報提供という趣旨で考えますと、個人情報の公表までは行わない方が良く考えております。

川田委員 よろしいですか。

近藤委員長 はい。

川田委員 公開する会議録は、議案の部分だけですか。報告とか協議事項はどうなりますか。

清水書記 案件につきましては、報告、協議も含め公開したいと思っております。ただ、「その他」の部分につきましては、これまでも会議

録上省略させていただいておりますので、公開されません。

川田委員 はい、わかりました。

近藤委員長 他にございませんか。

近藤委員長 それでは、会議録の公開については、事務局で個人情報等に十分に配慮しながら実施していただくということで、承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 協議第2号については、事務局案を承認することと致します。

近藤委員長 以上で、本日の案件の審議はすべて終了致しました。

「その他」と致しまして、事務局からよろしくお願いします。

清水書記 (公職選挙法等の一部を改正する法律の施行、今後の日程について説明)

近藤委員長 委員の皆さんから他に何かご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、これで第7回選挙委員会は閉じたいと思います。ご苦労さまでした。

午前9時50分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____